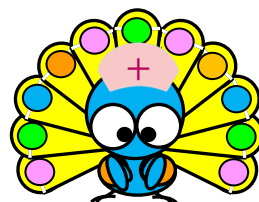


# 医療用医薬品の 取り扱いについて



愛知教育大学附属特別支援学校

# 医療用医薬品の取り扱いについて

## 1 学校における薬の取り扱いについて

教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医行為に当たるので、行うことはできません。しかし、児童生徒が以下の3つの条件を満たしており、事前の保護者の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医薬品について、医師または、歯科医師の処方及び薬剤師の服用指導の上であれば、以下の医薬品の使用の介助が可能です。

### 【医薬品の使用】

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 皮膚への軟膏の塗布  | ② 湿布薬の貼付       |
| ③ 点眼薬の点眼     | ④ 一包化された内服薬の内服 |
| ⑤ 肛門からの坐薬の挿入 | ⑥ 鼻粘膜への薬剤噴霧    |



### 【3つの条件】

- ① 児童生徒の容態が安定していること
- ② 医師又は看護職員による様態の経過観察が必要ではないこと
- ③ 内服薬については、誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、医薬品に関して専門的配慮が必要でない場合

※ 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法31条の解釈について（通知）、医政発第0726005号 平成17年7月26日」参照

## 2 学校管理下での薬の服用について

- 学校での服用が必要な場合は、主治医に「与薬における主治医の指示書」【様式2】を作成してもらい、必要事項を記入の上、担任へ提出してください。

風邪等の急性疾患の症状改善のために、医師により処方された一時的に服用する薬の場合も、同様に【様式2】をご提出ください。

年度途中で処方の内容に変更があった場合には、その都度、担任までお知らせください。

- 宿泊時のみ常用薬が必要な場合には、「与薬における主治医の指示書（泊を伴う行事用）」【様式3】をご提出ください。

- ・ 原則として、常用薬の服用に関しては、児童生徒本人が行います。
- ・ 児童生徒が一人で上手く服用できない場合には、教職員が介助をします。服用を介助する場合の留意点を詳しくお知らせください。
- ・ 常用薬とは、ここでは「慢性疾患やてんかん（痙攣）などの治療を目的に、医師により処方された、継続して服用している薬」をさします。保護者の判断により購入された市販薬は除きます。
- ・ 主治医の処方通りに児童生徒が服用できるよう、薬袋などに児童生徒氏名及び1回の用量と服用時間を明記して、児童生徒に持たせてください。
- ・ 薬の使用については保護者の方の責任でお願いします。
- ・ 「与薬における主治医の指示書」など各種用紙は、学校ホームページよりダウンロードまたは学校へお申し出ください。

# 抗てんかん薬（坐薬又はブコラム®）の取り扱いについて

## 1 抗てんかん薬（坐薬又はブコラム®）について

本校において、教職員による抗てんかん薬（坐薬又はブコラム®に限る。以下「抗てんかん薬」）の使用は医師法第17条、下記にある文部科学省・厚生労働省からの事務連絡に基づいて行えるものとします。そのため、保護者から申請があった場合、校内で検討し、主治医の指示の下、抗てんかん薬を取り扱います。

（以下、「抗てんかん薬（坐薬又はブコラム®）」は「抗てんかん薬」と記す。）

### 文部科学省・厚生労働省からの事務連絡

（1）「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」 H29.8.22

（2）「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」 R4.7.19

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とならない。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
  - ・ 学校においてやむを得ず抗てんかん薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること。
  - ・ 抗てんかん薬の使用の際の留意事項。
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に抗てんかん薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して抗てんかん薬を使用すること。
  - ・ 当該児童生徒がやむを得ず抗てんかん薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。
  - ・ 坐薬挿入時の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること。（坐薬の場合）
  - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること。（坐薬の場合）
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、抗てんかん薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

## 2 抗てんかん薬管理の対象者

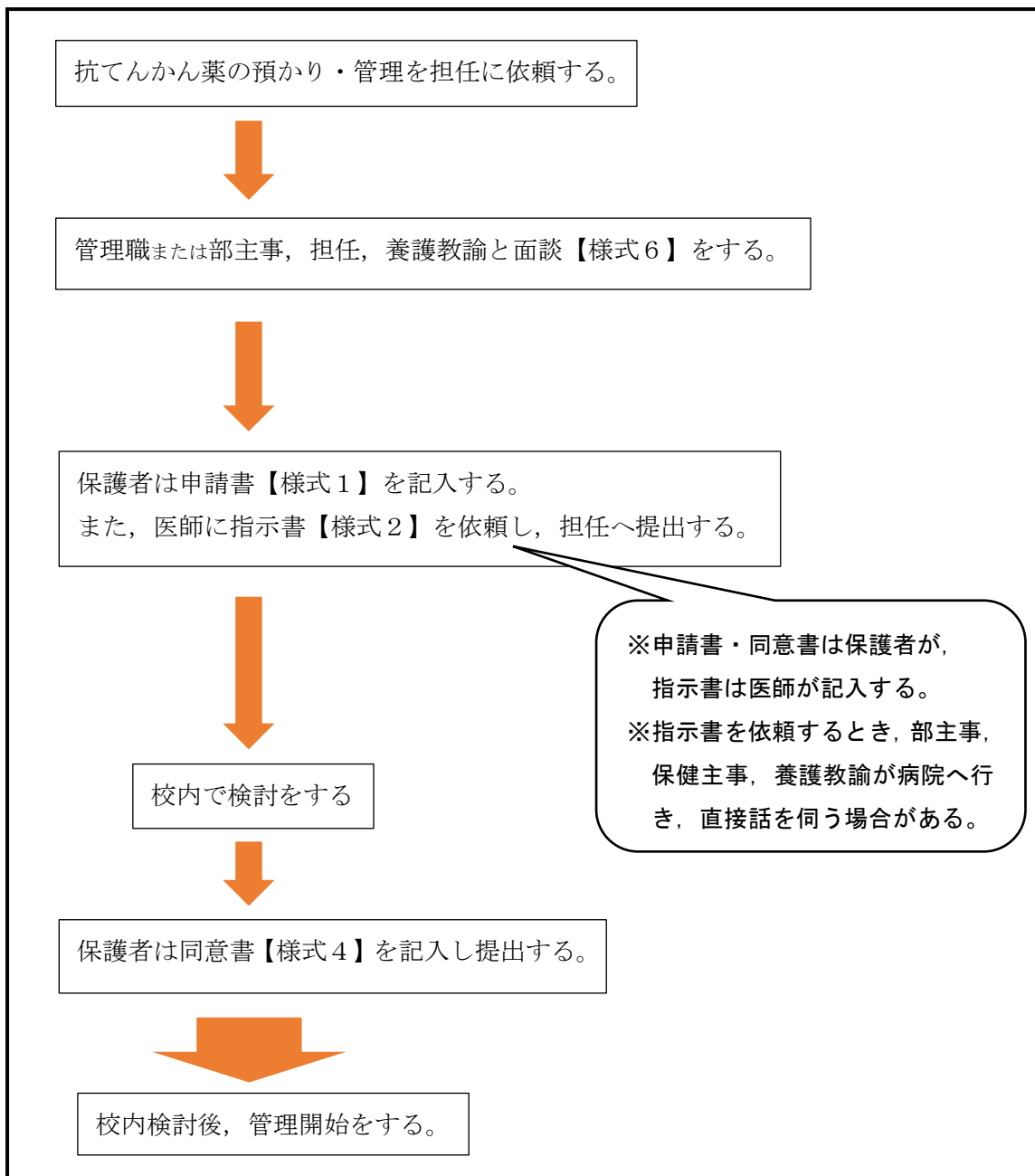
- ・ 抗てんかん薬を使用しないしていると重積発作や生命が危険な状態になる者。

※ 抗てんかん薬は、保護者が1年以内に使用したことがあり、安全性が確認されているものとします。

※ 薬の使用については保護者の方の責任でお願いします。

### 3 抗てんかん薬の預かり手続きについて

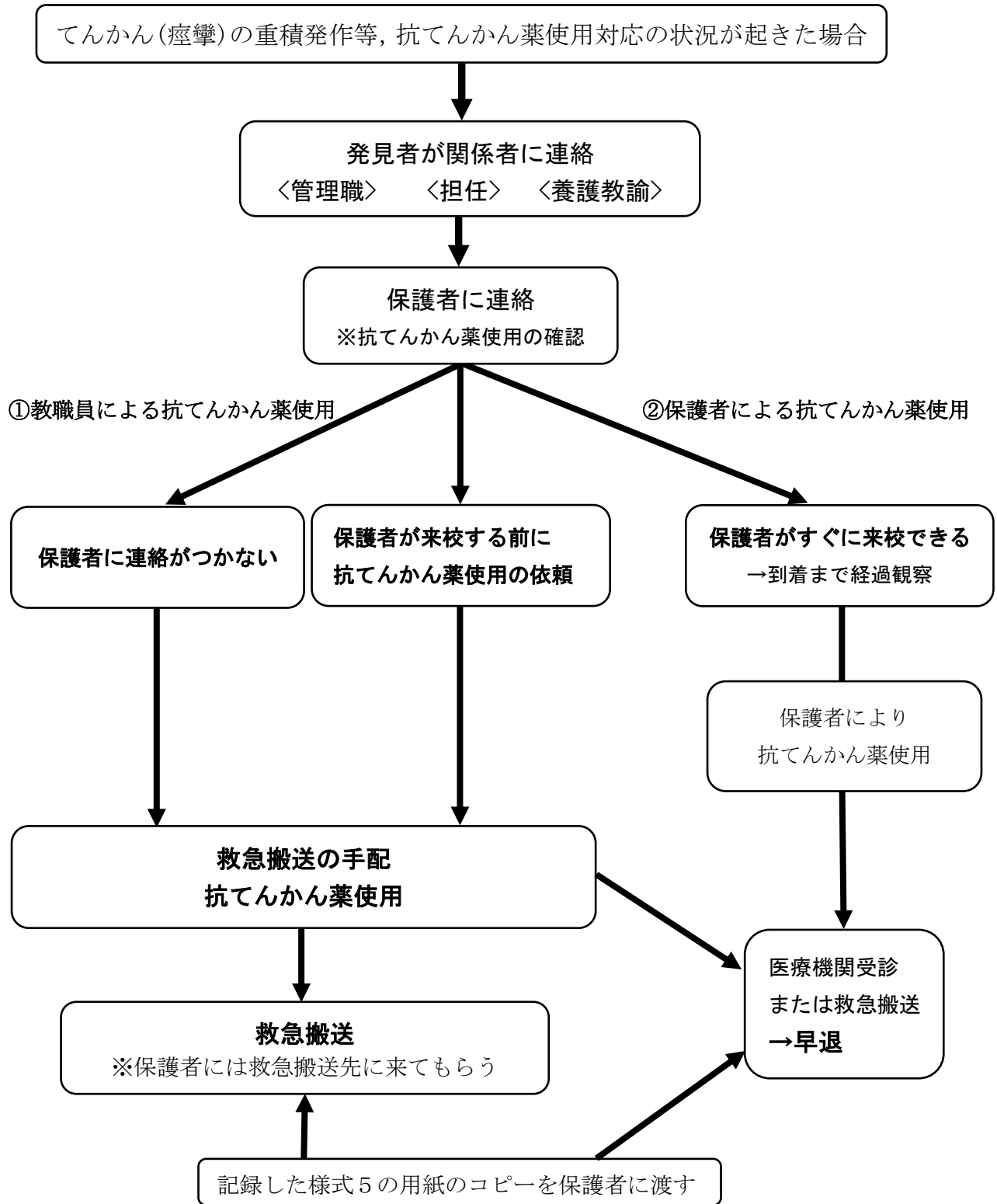
保護者用



※ 申請書，指示書，同意書は学校からお渡しします。

※ 年度途中で変更があった場合は，担任もしくは養護教諭まで連絡してください。

4 緊急対応マニュアル<緊急時における抗てんかん薬使用対応>



**【抗てんかん薬使用職員の順位】** ①養護教諭 ②管理職 ③関係職員  
 ただし, 抗てんかん薬使用職員の不在時や, 管理職の立ち会いが不可能な場合, 複数名の職員の立ち会いのもと, 抗てんかん薬使用を実施する。